

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
第16条～第33条（条文の記載省略）	第16条～第33条（現行どおり）
（新 設）	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

ご参考 電子提供制度のご案内

会社法改正により、2023年3月以降の株主総会より電子提供制度が開始されます。電子提供制度とは、株主総会資料*を自社等のウェブサイトに掲載し、株主さまに対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を提供することができる制度です（上場会社は強制適用）。

* 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、監査報告書

- 議決権行使書用紙は制度開始後もこれまでと同様に書面にてお送りいたします。
- 電子提供制度適用以降、従来どおり株主総会資料を書面で受領したい場合は、「書面交付請求」のお手続きが必要となります。お手続き開始時期は2022年9月1日以降となります。詳細につきましては追ってご案内いたします。

第2号議案

取締役12名選任の件

2021年6月29日開催の当社定時株主総会において選任いただいた12名のうち、杉山武史氏は2021年7月28日付、柵山正樹氏は2021年10月1日付でそれぞれ辞任し、他取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、社外取締役7名を含む取締役12名の選任をお願いいたしますと存じます。

今後、調査委員会及びガバナンスレビュー委員会による報告書が提出され、選任後の取締役について適格性を欠くと判断された者がいる場合には、当該取締役への適切な措置を講じてまいります。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	やぶ なか みとじ 数 中 三十二	社外取締役候補者 独立役員	取締役会議長、指名委員長、報酬委員	100%(20回中20回)
2	再任	おお ばやし ひろし 大 林 宏	社外取締役候補者 独立役員	取締役、監査委員長、指名委員	95%(20回中19回)
3	再任	わた なべ かず のり 渡 邊 和 紀	社外取締役候補者 独立役員	取締役、報酬委員長、監査委員	100%(20回中20回)
4	再任	こ いで ひろ こ 小 出 寛 子	社外取締役候補者 独立役員	取締役、指名委員、報酬委員	100%(20回中20回)
5	再任	おやまだ たかし 小山田 隆	社外取締役候補者 独立役員	取締役、指名委員、監査委員	100%(20回中20回)
6	新任	こ さか たつ ろう 小 坂 達 朗	社外取締役候補者 独立役員	—	—
7	新任	やなぎ ひろ ゆき 柳 弘 之	社外取締役候補者 独立役員	—	—
8	再任	うる ま けい 漆 間 啓		取締役、代表執行役、執行役社長、CEO	100%(20回中20回)
9	再任	かわ ごいし ただし 皮籠石 齊		取締役、報酬委員	100%(20回中20回)
10	再任	ます だ くに あき 増 田 邦 昭		取締役、指名委員、報酬委員、常務執行役、CFO(経理、財務担当)、CHRO(総務、人事担当)	100%(17回中17回)
11	新任	なが さわ じゅん 永 澤 淳		シニアアドバイザー	—
12	新任	か が くに ひこ 加 賀 邦 彦		常務執行役、監査担当、CSO(経営企画、関係会社担当)、CTO(技術戦略担当)	—

(注) 当社は、当事業年度において、取締役会を20回開催しております。

なお、増田邦昭氏の出席状況につきましては、2021年6月29日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

■ 取締役候補者のスキルマトリックスについて

当社取締役会が果たしていきべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示いたします。

	スキルマトリックス						
	企業経営・ 経営戦略	ガバナンス	財務・会計	法務・ コンプライアンス	人事・人材開発	グローバル	エンジニアリング・ ものづくり・R&D
		○			○	○	
		○		○	○		
		○	○		○		
	○	○			○	○	
	○	○	○		○		
	○	○				○	○
	○	○				○	○
	○		○		○	○	
	○	○		○			
	○		○		○		
	○			○			○

取締役候補者

1 やぶ なか み と じ
数中三十二 (1948年1月23日生)

社外取締役候補者

独立役員 再任

略歴、地位、担当

1969年 4月 外務省入省
2008年 1月 外務事務次官(2010年8月退官)
2010年10月 株式会社野村総合研究所顧問(2017年9月退任)
2012年 6月 当社取締役、指名委員、報酬委員
2020年 6月 当社取締役、指名委員長、報酬委員
2021年10月 当社取締役会議長、指名委員長、報酬委員(現在に至る)

- **重要な兼職の状況** 立命館大学客員教授
大阪大学特任教授
(うち、上場会社役員兼職数0社)



- **取締役会出席状況** 100%
- **当社株式所有数** 13,900株
- **在任年数** 10年(本総会終結時)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

数中三十二氏の国際情勢の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、2012年6月から当社社外取締役として、経営を適切に監督いただくとともに、現在は取締役会議長及び指名委員会の委員長並びに報酬委員会の委員を務めていただいております。同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会及び各委員会において、特に「ガバナンス」、「人事・人材開発」及び「グローバル」の分野での幅広い経験・見識を活かして当社経営を監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。また、選任後も引き続き取締役会議長及び指名委員会の委員長並びに報酬委員会の委員を務めていただく予定です。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等

同氏が当社の社外取締役在任中に、当社の複数の製造拠点において、品質に関わる不適切行為が判明いたしました。同氏には、事前には、当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの視点より、注意喚起をしておりました。事後には、取締役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言及び指示などを行っております。

2 おおばやし ひろし
大林 宏 (1947年6月17日生)

社外取締役候補者

独立役員 再任

略歴、地位、担当

- 1972年 4月 検事任官
- 2006年 6月 法務事務次官
- 2008年 7月 東京高等検察庁検事長
- 2010年 6月 検事総長(2010年12月退官)
- 2011年 3月 弁護士登録(現在に至る)
- 2013年 6月 当社取締役、指名委員、監査委員
- 2016年 6月 当社取締役、指名委員長、監査委員
- 2020年 6月 当社取締役、監査委員長、指名委員(現在に至る)

- **重要な兼職の状況** 弁護士
大和証券株式会社社外監査役
日本製鉄株式会社社外取締役監査等委員
日本たばこ産業株式会社社外監査役
(うち、上場会社役員兼職数 2社)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大林宏氏の検事・弁護士としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、2013年6月から当社社外取締役として、経営を適切に監督いただくとともに、現在は監査委員会の委員長及び指名委員会の委員を務めていただいております。同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会及び各委員会において、特に「ガバナンス」、「法務・コンプライアンス」及び「人事・人材開発」の分野での幅広い経験・見識を活かして当社経営を監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後も引き続き監査委員会の委員長及び指名委員会の委員を務めていただく予定です。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等

同氏が当社の社外取締役に在任中に、当社の複数の製造拠点において、品質に関わる不適切行為が判明いたしました。同氏は、事前には、当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの視点より、注意喚起をしておりました。事後には、取締役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言及び指示などを行っております。



- 取締役会出席状況 95%
- 当社株式所有数 14,900株
- 在任年数 9年(本総会最終時)

3

わたなべ かずのり

渡邊 和紀

(1950年10月9日生)

社外取締役候補者

独立役員

再任

略歴、地位、担当

- 1975年 4月 昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所
- 1978年 9月 公認会計士登録(現在に至る)
- 1980年 3月 税理士登録(現在に至る)
- 2002年 5月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)理事
- 2008年 8月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)常務理事
(2010年3月退任)
- 2010年 3月 渡邊和紀公認会計士・税理士事務所 所長(現在に至る)
- 2015年 6月 当社取締役、監査委員、報酬委員
- 2020年 6月 当社取締役、報酬委員長、監査委員(現在に至る)

- **重要な兼職の状況** 公認会計士
税理士
株式会社バルシステム24ホールディングス社外監査役
(うち、上場会社役員兼職数1社)



- **取締役会出席状況** 100%
- **当社株式所有数** 8,100株
- **在任年数** 7年(本総会終結時)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡邊和紀氏の公認会計士としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、2015年6月から当社社外取締役として、経営を適切に監督いただくとともに、現在は報酬委員会の委員長及び監査委員会の委員を務めていただいております。同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会及び各委員会において、特に「ガバナンス」、「財務・会計」及び「人事・人材開発」の分野での幅広い経験・見識を活かして当社経営を監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後も引き続き報酬委員会の委員長及び監査委員会の委員を務めていただく予定です。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等

同氏が当社の社外取締役在任中に、当社の複数の製造拠点において、品質に関わる不適切行為が判明いたしました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの視点より、注意喚起をしておりました。事後には、取締役会等において、全容説明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言及び指示などを行っております。

4 こ い で ひ ろ こ 小出 寛子 (1957年8月10日生)

社外取締役候補者

独立役員 再任

略歴、地位、担当

- 1993年 5月 日本リーバ株式会社(現 ユニリーバ・ジャパン株式会社)入社
- 2001年 4月 日本リーバ株式会社取締役(2006年3月退任)
- 2006年 4月 マスターフーズ リミテッド社(現 マース ジャパン リミテッド社)入社
- 2008年 4月 マース ジャパン リミテッド社チーフ・オペレーティング・オフィサー(COO)
(2010年8月退任)
- 2010年11月 パルファン・クリスチャン・ディオール・ジャポン株式会社取締役社長
(2012年1月退任)
- 2013年 4月 ニューウェル・ラバーメイド社(米国)(現 ニューウェル・ブランズ社(米国))
グローバル・マーケティング上級副社長(2018年2月退任)
- 2016年 6月 当社取締役、指名委員、報酬委員(現在に至る)
- 2018年 4月 ヴィセラ・ジャパン株式会社取締役(2019年3月退任)

- **重要な兼職の状況** 株式会社J-オイルミルズ社外取締役
J、フロントリテイリング株式会社社外取締役
(うち、上場会社役員兼職数2社)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小出寛子氏は国際的な企業の経営に携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、2016年6月から当社社外取締役として、経営を適切に監督いただくとともに、現在は指名委員会及び報酬委員会の委員を務めていただいております。同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会及び各委員会において、特に「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「人事・人材開発」及び「グローバル」の分野での幅広い経験・見識を活かして当社経営を監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

また、選任後も引き続き指名委員会及び報酬委員会の委員を務めていただく予定です。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等

同氏が当社の社外取締役在任中に、当社の複数の製造拠点において、品質に関わる不適切行為が判明いたしました。同氏は、事前には、当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの視点より、注意喚起をしておりました。事後には、取締役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言及び指示などを行っております。



- **取締役会出席状況** 100%
- **当社株式所有数** 13,400株
- **在任年数** 6年(本総会終結時)

5 おやまだ たかし
小山田 隆 (1955年11月2日生)

社外取締役候補者

独立役員 再任



略歴、地位、担当

- 1979年 4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行
- 2015年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役、代表執行役副社長
- 2016年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)頭取(2017年6月退任)、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(2017年6月退任)
- 2017年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)特別顧問(現在に至る)
- 2019年 6月 当社取締役、指名委員、監査委員(現在に至る)

- **重要な兼職の状況** 株式会社三菱UFJ銀行特別顧問
株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
協和キリン株式会社社外取締役
(うち、上場会社役員兼職数2社)

- **取締役会出席状況** 100%
- **当社株式所有数** 6,000株
- **在任年数** 3年(本総会終結時)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小山田隆氏は銀行の経営に携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、2019年6月から当社社外取締役として、経営を適切に監督いただくとともに、現在は指名委員会及び監査委員会の委員を務めていただいております。同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会及び各委員会において、特に「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「財務・会計」及び「人事・人材開発」の分野での幅広い経験・見識を活かして当社経営を監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

また、選任後も引き続き指名委員会及び監査委員会の委員を務めていただく予定です。

社外取締役候補者が当社又は役員を兼務する他社での法令又は定款違反等

同氏が当社の社外取締役在任中に、当社の複数の製造拠点において、品質に関わる不適切行為が判明いたしました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの視点より、注意喚起をしておりました。事後には、取締役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言及び指示などを行っております。

また同氏が社外取締役として就任している株式会社三越伊勢丹ホールディングスでは、その子会社である株式会社エムアイカードにおいて、同社が供給するクレジットカードに係る役務の取引について、不当景品類及び不当表示防止法に抵触する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より2019年に措置命令を、2020年に課徴金納付命令を受けました。同氏が社外取締役に就任したのは措置命令の発令直前まで至った段階ですが、その就任後は取締役会等での審議を通じて同社及び同社子会社を含むグループにおける再発防止策の策定と全従業員への周知並びに社員教育の強化に尽力するなど、社外取締役として必要な対応を行っております。

6 こ さ か た つ ろ う 小坂 達朗 (1953年1月18日生)

社外取締役候補者

独立役員 新任



● 当社株式所有数 0株

略歴、地位、担当

1976年 4月 中外製薬株式会社 入社
2012年 3月 同社代表取締役社長、COO
2018年 3月 同社代表取締役社長、CEO
2020年 3月 同社代表取締役会長、CEO
2021年 3月 同社代表取締役会長
2022年 3月 同社特別顧問 (現在に至る)

- **重要な兼職の状況** 中外製薬株式会社特別顧問
(うち、上場会社役員兼職数0社)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小坂達朗氏は製造業の経営に携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益と判断しております。同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会及び各委員会において、特に「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「グローバル」及び「エンジニアリング・ものづくり・R&D」の分野での幅広い経験・見識を活かして当社経営を監督いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。

また、選任後は指名委員会及び報酬委員会の委員を務めていただく予定です。

7

やなぎ
柳ひろゆき
弘之

(1954年11月20日生)

社外取締役候補者

独立役員

新任

略歴、地位、担当

1978年 4月 ヤマハ発動機株式会社 入社
 2010年 3月 同社代表取締役社長、社長執行役員
 2012年 1月 同社代表取締役社長、社長執行役員、MC事業本部長
 2018年 1月 同社代表取締役会長
 2021年 3月 同社取締役会長
 2022年 1月 同社取締役
 2022年 3月 同社顧問(現在に至る)

- **重要な兼職の状況** ヤマハ発動機株式会社顧問
 AGC株式会社社外取締役
 キリンホールディングス株式会社社外取締役
 日本航空株式会社社外取締役
 (うち、上場会社役員兼職数3社)



● 当社株式所有数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柳弘之氏は製造業の経営に携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益と判断しております。同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会及び各委員会において、特に「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「グローバル」及び「エンジニアリング・ものづくり・R&D」の分野での幅広い経験・見識を活かして当社経営を監督いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。

また、選任後は指名委員会及び報酬委員会の委員を務めていただく予定です。

8 うるま 漆間 啓 (1959年7月27日生)

再任

略歴、地位、担当

- 1982年 4月 当社入社
- 2017年 4月 当社常務執行役、社会システム事業担当
- 2018年 4月 当社専務執行役、社会システム事業担当
- 2020年 4月 当社代表執行役、専務執行役、経営企画・関係会社担当
- 2020年 6月 当社取締役、代表執行役、専務執行役、経営企画・関係会社担当
- 2021年 4月 当社取締役、代表執行役、専務執行役、輸出管理・経営企画・関係会社担当、CSO
- 2021年 7月 当社取締役、代表執行役、執行役社長、CEO (現在に至る)

取締役候補者とした理由等

執行役社長として、取締役会の審議事項に密接に関連する業務執行を行っていることから、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。



- 取締役会出席状況 100%
- 当社株式所有数 66,200株

9 かわごいし 皮籠石 斉 (1960年12月7日生)

再任

略歴、地位、担当

- 1983年 4月 当社入社
- 2015年 4月 当社財務部長
- 2018年 4月 当社常務執行役、経理・財務担当
- 2018年 6月 当社取締役、報酬委員、常務執行役、経理・財務担当
- 2021年 4月 当社取締役、報酬委員、常務執行役、経理・財務担当、CFO
- 2022年 4月 当社取締役、報酬委員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由等

経理・財務の担当執行役として当社経営を担ってきた幅広い経験・見識から、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。また、選任後は監査委員会の委員を務めていただく予定です。



- 取締役会出席状況 100%
- 当社株式所有数 24,200株

10

ます だ く に あ き

増田 邦昭

(1964年7月21日生)

再任

略歴、地位、担当

1987年 4 月 当社入社
 2015年 4 月 当社半導体・デバイス業務部長
 2020年10月 当社人事部長
 2021年 4 月 当社常務執行役、総務・人事担当
 2021年 6 月 当社取締役、常務執行役、総務・人事担当
 2022年 4 月 当社取締役、指名委員、報酬委員、常務執行役、CFO(経理、財務担当)、
 CHRO(総務、人事担当)(現在に至る)



- 取締役会出席状況 100%
- 当社株式所有数 10,500株

取締役候補者とした理由等

経理、財務、総務及び人事の担当執行役として、取締役会の審議事項に密接に関連する業務執行を行っていることから、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。

また、選任後は指名委員会及び報酬委員会の委員を務めていただく予定です。

11

なが さ わ じゅん

永澤 淳

(1960年3月16日生)

新任

略歴、地位、担当

1983年 4 月 当社入社
 2016年 4 月 当社関西支社長
 2018年 4 月 当社常務執行役(宣伝、国内営業担当)
 2021年 4 月 当社専務執行役(監査、法務・コンプライアンス、コーポレートコミュニケーション(サステナビリティ、広報、宣伝)担当)、CCO
 2021年 7 月 当社代表執行役、専務執行役(監査、法務・コンプライアンス、コーポレートコミュニケーション(サステナビリティ、広報、宣伝)担当)、CCO
 2022年 4 月 当社シニアアドバイザー(現在に至る)



- 当社株式所有数 28,300株

取締役候補者とした理由等

監査、法務・コンプライアンスの担当執行役として当社経営を担ってきた幅広い経験・見識から、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。

また、選任後は監査委員会の委員を務めていただく予定です。

12 かがくにひこ 加賀 邦彦 (1964年9月22日生)

新任

略歴、地位、担当

- 1990年 4月 当社入社
- 2017年 4月 当社冷熱システム製作所副所長
- 2018年 4月 当社冷熱システム製作所長
- 2020年 4月 当社開発本部副本部長
- 2021年 4月 当社常務執行役(開発担当)、CTO
- 2021年 7月 当社常務執行役(経営企画、関係会社担当)、CSO
- 2022年 4月 当社常務執行役、監査担当、CSO(経営企画、関係会社担当)、CTO(技術戦略担当)(現在に至る)



● 当社株式所有数 12,200株

取締役候補者とした理由等

監査、経営企画、関係会社及び技術戦略の担当執行役として、取締役会の審議事項に密接に関連する業務執行を行っていることから、当社経営に対する監督を行う取締役として適任と判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 数中三十二、大林宏、渡邊和紀、小出寛子、小山田隆、小坂達朗及び柳弘之の7氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 数中三十二、大林宏、渡邊和紀、小出寛子及び小山田隆の5氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所へ届け出ております。
また、小坂達朗及び柳弘之の2氏も、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしているため、本議案が承認された場合、独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
なお、数中三十二、大林宏、渡邊和紀、小出寛子、小山田隆、小坂達朗及び柳弘之の7氏は、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしております。
4. 本議案が承認された場合、各委員会の構成及び委員長については以下のとおりとする予定であります。
指名委員会：数中三十二(委員長)、大林宏、小出寛子、小山田隆、小坂達朗、柳弘之、増田邦昭
監査委員会：大林宏(委員長)、渡邊和紀、小山田隆、皮籠石斉、永澤淳
報酬委員会：渡邊和紀(委員長)、数中三十二、小出寛子、小坂達朗、柳弘之、増田邦昭
5. 当社は、数中三十二、大林宏、渡邊和紀、小出寛子及び小山田隆の5氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額となっております。
また、本議案が承認された場合、取締役となる予定の小坂達朗、柳弘之、皮籠石斉及び永澤淳の4氏の間においても、同内容の契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が再任又は選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

ご参考 社外取締役の独立性ガイドライン

実業界の経営者経験者、法律家、学識経験者等の中から、当社経営の監督者としてふさわしい者で、かつ以下のいずれにも該当しない者を社外取締役候補者に指名する。なお、以下①、②、④、⑤については、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において該当した場合を含む。

- ①当社との取引額が、当社又は相手先会社の連結売上高の2%を超える会社に業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他使用人(以下、業務執行者)として在籍している場合
- ②当社の借入額が、連結総資産の2%を超える会社に業務執行者として在籍している場合
- ③当社の会計監査人の関係者として在籍している場合
- ④専門家・コンサルタントとして、当社から1,000万円を超える報酬を受けている場合
- ⑤当社からの寄付が、1,000万円を超えかつ団体の総収入の2%を超える組織に業務執行役員(理事等)として在籍している場合
- ⑥当社の大株主(10%以上の議決権保有)又はその業務執行者として在籍している場合
- ⑦その他重大な利益相反を生じさせる事項がある者又は会社等の関係者である場合

以上

